

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 4 章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 保税蔵置場</p> <p>（外国貨物を置くことの承認の申請手続）</p> <p>43 の 3—2 法第 43 条の 3 第 1 項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この項において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 令第 36 条の 3 第 7 項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記 70—3—1 の別表第 1 又は別表第 2 の第 1 欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第 3 欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p> <p>イ～ネ （省略）</p> <p><u>ナ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）</u></p> <p>（届出事項の変更手続）</p> <p>50—2 令第 41 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項について変更が生じた場合は、遅滞なく<u>届出を行わせるものとする。</u>この場合の届出は、「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届」（C-9125）1 通を所轄税関の担当部門に提出することにより<u>行わせるものとする。</u></p> <p><u>なお、届出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ届け出ることを妨げない。この場合の届出においては、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p><u>ただし、関税法第 44 条第 1 項の規定に基づく貨物の収容能力の増減等に係る届出の取扱いは、前記 44—2 の規定を準用するものとし、「貨物収容能力増減等の届」（C-3160）により届出を行わせるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関 第 1 節 一般輸出通関</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 保税蔵置場</p> <p>（外国貨物を置くことの承認の申請手続）</p> <p>43 の 3—2 法第 43 条の 3 第 1 項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この項において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 令第 36 条の 3 第 7 項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記 70—3—1 の別表第 1 又は別表第 2 の第 1 欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第 3 欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p> <p>イ～ネ （同左）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>（届出事項の変更手続）</p> <p>50—2 令第 41 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項について変更が生じた場合は、遅滞なく<u>届け出るものとする。</u>この場合の届出は、「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届」（C-9125）1 通を所轄税関の担当部門に提出することにより<u>行うものとする。</u><u>ただし、貨物の収容能力の増減に係る届出の取扱いは、前記 44—2 に準じて取り扱うものとする。</u>なお、<u>届出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ届け出ることを妨げない。この場合の届出においては、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関 第 1 節 一般輸出通関</p>

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(他法令による許可、承認等の確認) 70—1—1 輸出貨物についての法第 70 条《証明又は確認》の規定の適用については、次による。 (1) (省略) (2) 法第 70 条第 2 項《検査の完了又は条件の具備の確認》に規定する検査の完了又は条件の具備を必要としている他の法令には、次のようなものがあるので、これら他の法令の規定により必要とされる検査の完了又は条件の具備を証する書類を便宜輸出申告の際に提出させて確認する。			(他法令による許可、承認等の確認) 70—1—1 輸出貨物についての法第 70 条《証明又は確認》の規定の適用については、次による。 (1) (同左) (2) 法第 70 条第 2 項《検査の完了又は条件の具備の確認》に規定する検査の完了又は条件の具備を必要としている他の法令には、次のようなものがあるので、これら他の法令の規定により必要とされる検査の完了又は条件の具備を証する書類を便宜輸出申告の際に提出させて確認する。		
法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ. 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和 28 年法律第 14 号)	(省略)	(1)及び(2) (省略) (3) 麻薬等原料輸出業者が、法別表第 4 に掲げる麻薬向精神薬原料のうち同令第 8 条の 2 に規定する特定麻薬向精神薬原料以外のものを輸出する場合には、厚生労働省地方(支)局麻薬取締部長が発行する法第 50 条の 27 に規定する業務の届出が行われている者であることを証明する「 <u>麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書</u> 」の写し。 (4) (省略)	イ. 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和 28 年法律第 14 号)	(同左)	(1)及び(2) (同左) (3) 麻薬等原料輸出業者が、法別表第 4 に掲げる麻薬向精神薬原料のうち同令第 8 条の 2 に規定する特定麻薬向精神薬原料以外のものを輸出する場合には、厚生労働省地方(支)局麻薬取締部長が発行する法第 50 条の 27 に規定する業務の届出が行われている者であることを証明する「 <u>麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書</u> 」。ただし、平成 18 年 6 月 30 日までは地区麻薬取締官事務所長が発行する証明書であっても差し支えない。 (4) (同左)
ロ. (省略)	(省略)	(省略)	ロ. (同左)	(同左)	
(3) (省略)			(3) (同左)		
第 3 節 一般輸入通関			第 3 節 一般輸入通関		
(税関より関税中央分析所等へ分析試験を依頼する基準)			(税関より関税中央分析所へ分析試験を依頼する基準)		

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
<p>67—3—19 税関より関税中央分析所へ分析試験を依頼する基準は、次による。 <u>なお、次の(1)に該当するものについて、他の税関において分析試験が可能な場合には、当該他の税関へ分析試験を依頼することを妨げない。</u></p> <p>(1) 設備、機器等が整備されていないため、税関においては分析困難なもの (2) 特殊な分析技術を必要とするため、税関においては分析困難なもの (3) 分析に長期間を要するため、税関における他の分析に支障を来たすおそれのあるもの (4) 新規輸入品、犯則貨物又は輸入制限品目等で重要なもの (5) 税関分析法制定のため調査研究を必要とするもの (6) その他税関において特に追試験を必要と認めるもの</p> <p>(他法令による許可、承認等の確認)</p> <p>70—3—1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。 (1)～(2) (省略) <u>(削除)</u></p> <p>別表第 1</p>			<p>67—3—19 税関より関税中央分析所へ分析試験を依頼する基準は、次による。</p> <p>(1) 設備、機器等が整備されていないため、税関においては分析困難なもの (2) 特殊な分析技術を必要とするため、税関においては分析困難なもの (3) 分析に長期間を要するため、税関における他の分析に支障を来たすおそれのあるもの (4) 新規輸入品、犯則貨物又は輸入制限品目等で重要なもの (5) 税関分析法制定のため調査研究を必要とするもの (6) その他税関において特に追試験を必要と認めるもの</p> <p>(他法令による許可、承認等の確認)</p> <p>70—3—1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。 (1)～(2) (同左) <u>(3) 上記(1)及び(2)の法令のほか、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 55 条《製造等の禁止》に留意する</u></p> <p>別表第 1</p>		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(ハ) (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(ハ) (同左)	(同左)	(同左)
(ト) 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和 28 年法律第 14 号)	(省略)	(1)～(6) (省略) (7) 麻薬等原料輸入業者が、別表第 4 に掲げる麻薬向精神薬原料のうち同令第 8 条の 2 《第 50 条の 29 の政令で定める麻薬向精神薬原料》に規定する麻	(ト) 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和 28 年法律第 14 号)	(同左)	(1)～(6) (同左) (7) 麻薬等原料輸入業者が、別表第 4 に掲げる麻薬向精神薬原料のうち同令第 8 条の 2 《第 50 条の 29 の政令で定める麻薬向精神薬原料》に規定する麻

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
		薬向精神薬原料以外のものを輸入する場合には、厚生労働省地方厚生（支）局麻薬取締部長が発行する第 50 条の 27 に規定する業務の届出が行われている者であることを証明する「 <u>麻薬等原料輸入業者業務届受理証明書</u> 」の写し。			薬向精神薬原料以外のものを輸入する場合には、厚生労働省地方厚生（支）局麻薬取締部長が発行する第 50 条の 27 に規定する業務の届出が行われている者であることを証明する「 <u>麻薬等原料輸入業者業務届受理証明書</u> 」。ただし、平成 18 年 6 月 30 日までは、 <u>地区麻薬取締官事務所長が発行する証明書</u> であっても差し支えない。
(フ)～(ヨ) (省略)	(省略)	(8) (省略)	(フ)～(ヨ) (同左)	(同左)	(8) (同左)
(ク) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）	(省略)	(1)及び(2) (省略) (3) 輸入物品が第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質の場合には、第 22 条第 1 項の規定による経済産業大臣の許可書。ただし、同項ただし書に規定する試験研究のために当該物質を輸入する場合には、 <u>輸入貿易管理令</u> に基づく経済産業大臣の確認書	(ク) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）	(同左)	(1)及び(2) (同左) (3) 輸入物品が第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質の場合には、第 22 条第 1 項の規定による経済産業大臣の許可書及び <u>輸入貿易管理令</u> に基づく <u>経済産業大臣の承認証</u> 。ただし、同項ただし書に規定する試験研究のために当該物質を輸入する場合には、 <u>同令</u> に基づく経済産業大臣の確認書
(レ)～(ヲ) (省略)	(省略)	(4)及び(5) (省略)	(レ)～(ヲ) (同左)	(同左)	(4)及び(5) (同左)
(ム) 労働安全衛生法 (昭和 47 年	第 55 条《製造等の禁止》	(1) 輸入物品が労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 16 条第 1 項に規定する	(新規)	(新規)	(新規)

改正後			改正前		
<p>法律第 57 号)</p>		<p>有害物等（下記の(2)を除く。） である場合には、<u>特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 46 条第 2 項の規定により都道府県労働局長が交付する「製造等禁止物質輸入許可証」（同規則様式第 4 号の 2）の写し</u> (2) <u>輸入物品が石綿又は石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物である場合には、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 47 条第 2 項の規定により都道府県労働局長が交付する「石綿等輸入許可証」（同規則様式第 5 号）の写し</u></p>			
別表第 2 （省略）			別表第 2 （同左）		
第 4 節 特殊輸入通関			第 4 節 特殊輸入通関		
<p>（関税率表等の分類の特例扱い）</p> <p>67—4—17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO 協定の譲許表（前記 3—2 の(1)に規定する日本国の譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国の表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。</p> <p>なお、本取扱いは、定率法第 3 条の 3 に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。</p> <p>(1) 1 輸入申告に係る貨物につき、1 品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、<u>原産地並びに適用される関税率</u>のいずれも同一である貨物を一つの物品として取りまとめたものをいう。）の課税価格（従量税率適用品目の場合には、定率法第 4 条の規定に準じて算出した価</p>			<p>（関税率表等の分類の特例扱い）</p> <p>67—4—17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO 協定の譲許表（前記 3—2 の(1)に規定する日本国の譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国の表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。</p> <p>なお、本取扱いは、定率法第 3 条の 3 に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。</p> <p>(1) 1 輸入申告に係る貨物につき、1 品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分のいずれも同一である貨物を一つの物品として取りまとめたものをいう。<u>以下この項において同じ。</u>）の課税価格（従量税率適用品目の場合には、定率法第 4 条の規定に準じて算出した価格。以下この項</p>		

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

u003c/divu003e

改正後	改正前
<p>格。以下この項において同じ。）が 20 万円以下となる品目（減免税の適用を受けようとする物品及び内国消費税（消費税を除く。）課税物品を除く。以下この項において「少額品目」という。）が 2 以上ある場合において、申告者がその全部又は一部につき、次のいずれかの方法により取りまとめて申告したときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>なお、イ又はハの方法による場合には、適用される関税率が無税である少額品目を申告書の 1 欄に取りまとめ、これらのうち課税価格が最も高い品目の属する所属区分（<u>関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分が同じもの</u>をいう。以下この項において同じ。）に分類して申告して差し支えない。</p> <p>イ 2 以上の少額品目（適用される関税率が無税である品目を除く。）を申告書の 1 欄に取りまとめ、これらの品目のうち適用される関税率が最も高い品目（2 以上あるときは、これらのうち課税価格が最も高い品目）の属する所属区分に分類する方法</p> <p>ロ 2 以上の少額品目のうち、同一の関税率が適用される品目を申告書の 1 欄に取りまとめ、各欄ごとにそれぞれ課税価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法</p> <p>ハ 2 以上の少額品目（適用される関税率が無税である品目を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一関税率が適用される品目の課税価格の合計額のいずれかが、当該少額品目全体の課税価格の合計額の 50%を超える場合には、少額品目のすべてを、当該 50%を超えることとなる課税価格の合計額を構成する品目のうち、課税価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法</p> <p>ただし、消費税非課税の物品については当該物品のみをまとめて分類することとする。</p> <p>(2) 郵便物（法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。(3)のハの(イ)において同じ。）については、(1)のロに準じて分類して差し支えない。</p> <p>(3) この取扱いの実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>イ 適用税率は実行税率とすること</p> <p>ロ (1)のイ又はハの分類方法による場合には、従価税率、従量税率等税率の種別が異なる品目ごとに適用し、従量税率適用品目については関税率の数量単位の異なる品目ごとに適用すること。</p> <p>ハ 申告書の記載は次によること。</p> <p>(イ) 品名欄には、代表的な品目の品名に「等」を付して記載すること。</p> <p>なお、郵便物については、課税通知書記載品名と内容物との不一致に</p>	<p>において同じ。）が 20 万円以下となる品目（減免税の適用を受けようとする物品及び内国消費税（消費税を除く。）課税物品を除く。以下この項において「少額品目」という。）が 2 以上ある場合において、申告者がその全部又は一部につき、次のいずれかの方法により取りまとめて申告したときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>なお、イ又はハの方法による場合には、適用される関税率が無税である少額品目を申告書の 1 欄に取りまとめ、これらのうち課税価格が最も高い品目の属する所属区分（<u>関税率表の適用上の所属区分をいう</u>。以下この項において同じ。）に分類して申告して差し支えない。</p> <p>イ 2 以上の少額品目（適用される関税率が無税である品目を除く。）を申告書の 1 欄に取りまとめ、これらの品目のうち適用される関税率が最も高い品目（2 以上あるときは、これらのうち課税価格の最も高い品目）の属する所属区分に分類する方法</p> <p>ロ 2 以上の少額品目のうち、同一の関税率が適用される品目を申告書の 1 欄に取りまとめ、各欄ごとにそれぞれ課税価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法</p> <p>ハ 2 以上の少額品目（適用される関税率が無税である品目を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一関税率が適用される品目の課税価格の合計額のいずれかが、当該少額品目全体の課税価格の合計額の 50%を超える場合には、少額品目のすべてを、当該 50%を超えることとなる課税価格の合計額を構成する品目のうち、<u>最も課税価格の</u>高い品目の属する所属区分に分類する方法</p> <p>ただし、消費税非課税の物品については当該物品のみをまとめて分類することとする。</p> <p>(2) 郵便物（法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。(3)のハの(イ)において同じ。）については、(1)のロに準じて分類して差し支えない。</p> <p>(3) この取扱いの実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>イ 適用税率は実行税率とすること</p> <p>ロ (1)のイ又はハの分類方法による場合には、従価税率、従量税率等税率の種別が異なる品目ごとに適用し、従量税率適用品目については関税率の数量単位の異なる品目ごとに適用すること。</p> <p>ハ 申告書の記載は次によること。</p> <p>(イ) 品名欄には、代表的な品目の品名に「等」を付して記載すること。</p> <p>なお、郵便物については、課税通知書記載品名と内容物との不一致に</p>

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>より納税者の誤解を招くことのないよう留意すること。</p> <p>(ロ) <u>統計細分の欄</u>には、×印を記載すること。</p> <p>(ハ) <u>単位及び正味数量欄</u>には、従量税率が適用される場合を除き、記載しないこと。</p> <p>ニ <u>他法令により許可又は承認を必要とする物品</u>については、当該許可又は承認を確認した上、適用すること。</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（各種通知書等の送付）</p> <p>69 の 2～69 の 10-2 <u>各種通知書等の送付の取扱い</u>については、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 通知書の送付方法</u></p> <p>税関官署の長が交付する各種通知書等は、輸出者等若しくは権利者に直接又は前記 2 の 4-1（送達の方法）に規定する郵便等のうち相手方に到達した日付が客観的に確認できるもの（例えば、簡易書留、<u>特定記録郵便</u>）をもって交付することとする。</p> <p>ただし、これらによりがたい場合には、前記 2 の 4-1 の (3) 及び 2 の 4-2 の (3) の<u>公示送達</u>によるものとする。</p> <p><u>(2) 通知書様式中の文字の消込み</u></p> <p><u>複数の用途に使用される通知書等の様式において、用途上不要な文字は、適宜、その文字を線で消し込んで使用して差し支えない。</u></p> <p><u>(3) 窓付封筒の使用</u></p> <p><u>各種通知書等の送付に当たっては、窓付封筒を利用して差し支えない。様式については、別に事務連絡する。</u></p> <p>（認定通知等）</p> <p>69 の 3-1-8 <u>認定</u>手続により、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 輸出者等への通知</p> <p>「認定通知書（輸出者用）」（C-5622）（国際郵便物にあつては「認定通知書（差出人用）」（C-5624）。以下この節において「認定通知書（輸出者等用）」という。）を交付する。</p>	<p>より納税者の誤解を招くことのないよう留意すること。</p> <p>(ロ) <u>統計品目番号の欄</u>には、×印を記載すること。</p> <p>(ハ) <u>単位及び正味数量欄</u>には、従量税率が適用される場合を除き、記載しないこと。</p> <p>ニ <u>他法令により許可又は承認を必要とする物品</u>については、当該許可又は承認を確認した上、適用すること。</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（各種通知書等の送付方法）</p> <p>69 の 2～69 の 10-2 税関官署の長が交付する各種通知書等は、輸出者等若しくは権利者に直接又は前記 2 の 4-1（送達の方法）に規定する郵便等のうち<u>配達証明付郵便その他相手方に到達した日付が客観的に確認できるもの</u>（例えば、簡易書留）をもって交付することとする。</p> <p>ただし、これらによりがたい場合には、前記 2 の 4-1 の (3) 及び 2 の 4-2 の (3) <u>による公示送達</u>によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p>（認定通知等）</p> <p>69 の 3-1-8 <u>認定</u>手続により、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 輸出者等への通知</p> <p>「認定通知書（輸出者用）」（C-5622）（国際郵便物にあつては「認定通知書（差出人用）」（C-5624）。以下この節において「認定通知書（輸出者等用）」という。）を交付する。</p>

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（注）輸出者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸出者に「認定通知書（輸出者用）」を交付した旨を通報する。</p> <p>（3）（省略）</p> <p>（廃棄の手続）</p> <p>69 の 3-5 前記 69 の 3-2 の規定に従い任意放棄された物品（以下この節において「任意放棄物品」という。）及び前記 69 の 3-4 の規定に従い没収された物品（以下この節において「没収物品」という。）の処理は次による。</p> <p>（1） 会計課長への引継ぎ</p> <p>発見部門の長（支署、出張所又は監視署においては、支署長、出張所長又は監視署長）は、任意放棄物品又は没収物品について、「関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号該当物品引継書」（C-5639）に「任意放棄書」の<u>原本若しくは写し、「没収通知書」の写し又は引継ぎ対象を一覧表としたもののいずれか一以上</u>を添付して、速やかに会計課長に引き継ぐこととする。</p> <p>（2）～（5）（省略）</p> <p>（輸出差止申立ての提出）</p> <p>69 の 4-2 輸出差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>（1）～（2）（省略）</p> <p>（3） 提出書類等</p> <p>提出を求める書類等は、「輸出（積戻し）差止申立書」（C-5640）（不正競争差止請求権者にあつては、「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5642）、受理されている輸出差止申立てについては「輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」（C-5644）（注）。以下この節において同じ。）並びに後記 69 の 4-3 及び 69 の 4-4 に定める添付資料等とし、提出部数は 1 部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができるものとする。また、「輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合におい</p>	<p>なお、<u>国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「認定通知書（差出人用）」には、「任意放棄書」（C-5380）を添付する。</u></p> <p>（注）輸出者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸出者に「認定通知書（輸出者用）」を交付した旨を通報する。</p> <p>（3）（同左）</p> <p>（廃棄の手続）</p> <p>69 の 3-5 前記 69 の 3-2 の規定に従い任意放棄された物品（以下この節において「任意放棄物品」という。）及び前記 69 の 3-4 の規定に従い没収された物品（以下この節において「没収物品」という。）の処理は次による。</p> <p>（1） 会計課長への引継ぎ</p> <p>発見部門の長（支署、出張所又は監視署においては、支署長、出張所長又は監視署長）は、任意放棄物品又は没収物品について、「関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号該当物品引継書」（C-5639）に「任意放棄書」又は「没収通知書」の写しを添付して、速やかに会計課長に引き継ぐこととする。</p> <p>（2）～（5）（同左）</p> <p>（輸出差止申立ての提出）</p> <p>69 の 4-2 輸出差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>（1）～（2）（同左）</p> <p>（3） 提出書類等</p> <p>提出を求める書類等は、「輸出（積戻し）差止申立書」（C-5640）（不正競争差止請求権者にあつては、「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5642）、受理されている輸出差止申立てについては「輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」（C-5644）（注）。以下この節において同じ。）並びに後記 69 の 4-3 及び 69 の 4-4 に定める添付資料等とし、提出部数は 1 部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができるものとする。また、「輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合におい</p>

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>て、受理されている輸出差止申立ての記載又は添付資料と内容が同一のものについては、記載又は添付の省略を認めて差し支えない。</p> <p>（注）権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限る。<u>なお、追加する権利の存続期間が受理されている輸出差止申立ての有効期間よりも短い場合には、追加後の輸出差止申立ての有効期間が短くなることに留意すること。</u></p> <p>(4) 電磁的記録 <u>必要と認める場合は、当該輸出差止申立ての内容を記録した電磁的記録（電子方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理に供されるものをいう。以下この節及び次節において同じ。）の提出を求めることができるものとする。提出の方法は、電子メールによる送信、記録媒体による提出など適宜の方法とする。</u></p> <p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料） 69 の 4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 知的財産の内容を証する書類 <u>イ 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権</u> <u>登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）及び公報の写し（登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。）</u> <u>ロ 著作権又は著作隣接権</u> <u>権利の発生を証すべき資料等（原本であることを要しない。）</u> <u>ハ 育成者権</u> <u>品種登録簿の謄本</u> <u>ニ 保護対象商品等表示等</u> <u>法第 69 条の 4 第 1 項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）</u> <u>なお、税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸出差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。</u> （注）（省略） (2)～(5)（省略）</p> <p>（輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い） 69 の 4-7 申立先税関は、以下により輸出差止申立ての受理又は不受理の決</p>	<p>て、受理されている輸出差止申立ての記載又は添付資料と内容が同一のものについては、記載又は添付の省略を認めて差し支えない。</p> <p>（注）権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利（<u>権利の存続期間が受理されている輸出差止申立ての有効期間と同一のもの又は超えるものに限る。</u>）に限る。</p> <p>(4) 電磁的記録 <u>特に必要と認める場合は、当該輸出差止申立ての内容を記録した電磁的記録（電子方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理に供されるものをいう。以下この節及び次節において同じ。）の提出を求めることができるものとする。</u></p> <p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料） 69 の 4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 知的財産の内容を証する書類 <u>登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）及び公報（登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等（原本であることを要しない。）、育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第 69 条の 4 第 1 項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）とする。）</u>（税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸出差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。）</p> <p>（注）（同左） (2)～(5)（同左）</p> <p>（輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い） 69 の 4-7 申立先税関は、以下により輸出差止申立ての受理又は不受理の決</p>

改正後	改正前
<p>定を行う。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸出差止申立てを受理するに際して、申立人に対して下記イからハの事項を通知するものとする。</p> <p><u>イ 輸出差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに後記 69 の 4-10 による輸出差止申立ての内容変更を行うこと。</u></p> <p><u>ロ 輸出差止申立てに係る権利（特許権又は実用新案権にあっては申立てに係る請求項）に関し、争訟が生じた場合又は無効審判（特許法第 123 条、実用新案権法第 37 条、意匠法第 48 条及び商標法第 46 条）、訂正審判（特許法第 126 条）若しくは不使用取消審判（商標法第 50 条）などの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡すること。</u></p> <p><u>ハ 輸出差止申立ての有効期間内に、知的財産が譲渡された場合又は上記ロの審判等の結果により申立人が知的財産を有しないこととなった場合若しくは権利範囲が変動した場合には、直ちに申立先税関に連絡するとともに、後記 69 の 4-11 の(2)による輸出差止申立ての取下げを行うこと。</u></p> <p>(4)～(5) (省略)</p> <p>(輸出差止申立ての更新)</p> <p>69 の 4-9 申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、更新書に追加すべき事項が含まれている場合には、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付するものとする。ただし、当該追加すべき事項が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合は、送付を省略して差し支えない。</p> <p><u>(注)「新たな侵害疎明が必要」とは、当初の輸出差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明が必要とされる場合であって、例えば、申立対象物品が異なる場合などを指す。以下この節において同じ。</u></p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>(輸出差止申立ての内容変更)</p>	<p>定を行う。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸出差止申立てを受理するに際して、申立人に対して下記①から③の事項を通知するものとする。</p> <p><u>① 輸出差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに後記 69 の 4-10 による輸出差止申立ての内容変更を行うこと</u></p> <p><u>② 下記 i から iv に該当する事情が生じた場合には、速やかに申立先税関の本関知的財産調査官に連絡するとともに、必要に応じ後記 69 の 4-10 による輸出差止申立ての内容変更を行うこと</u></p> <p><u>i 輸出差止申立てに係る特許権の請求項について、訂正審判（特許法第 126 条）が請求された場合</u></p> <p><u>ii 輸出差止申立てに係る特許権の請求項について、特許無効審判（特許法第 123 条）が請求された場合</u></p> <p><u>iii 輸出差止申立てに係る商標権について指定商品の一部について、不使用取消審判（商標法第 50 条）が請求された場合</u></p> <p><u>iv その他上記 i から iii に準ずる事情が生じた場合</u></p> <p><u>③ 輸出差止申立ての有効期間内に、知的財産の譲渡等により、申立人が知的財産を有しないこととなった場合には、直ちに後記 69 の 4-11 の(2)による輸出差止申立ての取下げを行うこと</u></p> <p>(4)～(5) (同左)</p> <p>(輸出差止申立ての更新)</p> <p>69 の 4-9 申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、更新書に追加すべき事項が含まれている場合には、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付するものとする。ただし、当該追加すべき事項が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合は、送付を省略して差し支えない。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(4)～(6) (同左)</p> <p>(輸出差止申立ての内容変更)</p>

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>69 の 4-10 輸出差止申立て（前記 69 の 4-9 の規定に基づく更新を含む。後記 69 の 4-11 までにおいて同じ。）を受理した後、輸出差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p>(3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否かを申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記 69 の 4-2 の (3) に規定する「輸出（積戻し）差止申立書」の提出を新たに求めることになるので、留意する。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(4)（省略）</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>69 の 11～69 の 21-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11)（省略）</p> <p>(12) 「輸入差止情報提供」 回路配置利用権を有する者が、後記 69 の 13-12（輸入差止情報提供の取扱い）により、自己の権利を侵害すると認める貨物に関する資料を提出することをいう。</p> <p>(13)～(21)（省略）</p> <p>（各種通知書等の送付）</p> <p>69 の 11～69 の 21-2 <u>各種通知書等の送付の取扱いについては、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 通知書の送付方法</u></p> <p>税関官署の長が交付する各種通知書等は、輸入者等若しくは権利者に直接又は前記 2 の 4-1（送達の方法）に規定する郵便等のうち相手方に到達した日付が客観的に確認できるもの（例えば、簡易書留、特定記録郵便）をもって交付することとする。</p> <p>ただし、これらによりがたい場合には、前記 2 の 4-1 の (3) 及び 2 の 4-</p>	<p>69 の 4-10 輸出差止申立て（前記 69 の 4-9 の規定に基づく更新を含む。後記 69 の 4-11 までにおいて同じ。）を受理した後、輸出差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(2)（同左）</p> <p>(3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否かを申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記 69 の 4-2 の (3) に規定する「輸出（積戻し）差止申立書」の提出を新たに求めることになるので、留意する。</p> <p><u>（注）「新たな侵害疎明が必要となる」場合とは、当初の輸出差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明が必要とされる場合であって、例えば、申立対象物品が異なる場合などを指す。</u></p> <p>(4)（同左）</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>69 の 11～69 の 21-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11)（同左）</p> <p>(12) 「輸入差止情報提供」 回路配置利用権を有する者が、後記 69 の 13-2（輸入差止情報提供の取扱い）により、自己の権利を侵害すると認める貨物に関する資料を提出することをいう。</p> <p>(13)～(21)（同左）</p> <p>（各種通知書等の送付方法）</p> <p>69 の 11～69 の 21-2 税関官署の長が交付する各種通知書等は、輸入者等若しくは権利者に直接又は前記 2 の 4-1（送達の方法）に規定する郵便等のうち<u>配達証明付郵便その他相手方に到達した日付が客観的に確認できるもの</u>（例えば、簡易書留）をもって交付することとする。</p> <p>ただし、これらによりがたい場合には、前記 2 の 4-1 の (3) 及び 2 の 4-2 の (3) <u>による公示送達によるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>2 の(3)の<u>公示送達によるものとする。</u></p> <p>(2) <u>通知書様式中の文字の消込み</u> <u>複数の用途に使用される通知書等の様式において、用途上不要な文字は、適宜、その文字を線で消し込んで使用する。</u></p> <p>(3) <u>窓付封筒の使用</u> <u>各種通知書等の送付に当たっては、窓付封筒を利用して差し支えない。様式については、別に事務連絡する。</u></p> <p>(疑義貨物の点検等)</p> <p>69 の 12-1-5 認定手続における疑義貨物の点検の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 点検の申請 輸入者等又は申立人からの点検の申請は、「疑義貨物点検申請書」(C-5818) (2部。原本、交付用) に「認定手続開始 (輸入者等意思確認) 通知書 (輸入者等用)」又は「認定手続開始 (輸入者等意思確認) 通知書 (申立人用)」<u>(疑義貨物が特許権、実用新案権若しくは意匠権の輸入差止申立てに係るものであるときは、「認定手続開始通知書 (輸入者等用)」又は「認定手続開始通知書 (権利者用)」の写しを添えて提出するよう求める。</u></p> <p>(2)~(3) (省略)</p> <p>(認定通知等)</p> <p>69 の 12-1-8 認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 輸入者等への通知 「認定通知書 (輸入者用)」(C-5822) (国際郵便物にあつては「認定通知書 (名宛人用)」(C-5824)。以下この節において「認定通知書 (輸入者等用)」という。) を交付する。ただし、<u>下記イ又はロのときには「認定 (没収) 通知書」(C-5823) を交付することとして差し支えない。</u> <u>イ 輸入者等から、法第 69 条の 12 第 1 項に規定する証拠の提出又は意見の陳述がなく侵害物品に該当すると認定した場合であつて、当該貨物について自発的処理を行うことが見込まれないとき</u> <u>ロ 前記 69 の 12-1-2 の (2) の簡素化手続において輸入者等から争う旨の申出がなく侵害物品に該当すると認定した場合であつて、当該貨物について自発的処理を行うことが見込まれないとき</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(疑義貨物の点検等)</p> <p>69 の 12-1-5 認定手続における疑義貨物の点検の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 点検の申請 輸入者等又は申立人からの点検の申請は、「疑義貨物点検申請書」(C-5818) (2部。原本、交付用) に「<u>認定手続開始通知書 (輸入者等用)</u>」、「認定手続開始 (輸入者等意思確認) 通知書 (輸入者等用)」、「<u>認定手続開始通知書 (権利者用)</u>」又は「認定手続開始 (輸入者等意思確認) 通知書 (申立人用)」の写しを添えて提出するよう求める。</p> <p>(2)~(3) (同左)</p> <p>(認定通知等)</p> <p>69 の 12-1-8 認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 輸入者等への通知 「認定通知書 (輸入者用)」(C-5822) (国際郵便物にあつては「認定通知書 (名宛人用)」(C-5824)。以下この節において「認定通知書 (輸入者等用)」という。) を交付する。ただし、<u>前記 69 の 12-1-4 の(4)の規定により侵害物品に該当すると認定した場合であつて、当該侵害物品について輸入者等が自発的処理を行うことが見込まれないときは、「認定 (没収) 通知書」(C-5823) を交付することとして差し支えない。なお、国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「認定通知書 (名宛人用)」には、「任意放棄書」(C-5380) を添付する。</u> (注) 輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門 (以下この節に</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(注) 輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸入者に「認定通知書（輸入者用）」又は「認定（没収）通知書」を交付した旨を通報する。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(廃棄の手続)</p> <p>69 の 12-5 前記 69 の 12-2 の規定に従い任意放棄された物品（以下この節において「任意放棄物品」という。）及び前記 69 の 12-4 の規定に従い没収された物品（以下この節において「没収物品」という。）の処理は次による。</p> <p>(1) 会計課長への引継ぎ 発見部門の長（支署、出張所又は監視署においては、支署長、出張所長又は監視署長）は、任意放棄物品又は没収物品について、「関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号該当物品引継書」（C-5839）に「任意放棄書」の原本若しくは写し、<u>「没収通知書」の写し又は引継ぎ対象を一覧表としたもののいずれか一以上を添付して、速やかに会計課長に引き継ぐこととする。</u></p> <p>(2) ～ (5) (省略)</p> <p>(輸入差止申立ての提出)</p> <p>69 の 13-2 輸入差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 提出書類等 提出を求める書類等は、「輸入差止申立書」（C-5840）（不正競争差止請求権者にあつては、「輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5842）、受理されている輸入差止申立てについて権利、品名又は自己の権利を侵害すると認める理由を追加する場合にあつては「輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」（C-5844）（注）。以下この節において同じ。）並びに後記 69 の 13-3 及び 69 の 13-4 に定める添付資料等とし、提出部数は 1 部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができるものとする。また、「輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合において、受理されている輸入差止申立ての記載又は添付資料と内容が同一のものについては、記載又は添付の省略を認めて差し支えない。</p>	<p>において「保税取締部門」という。）に対して輸入者に「認定通知書（輸入者用）」又は「認定（没収）通知書」を交付した旨を通報する。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(廃棄の手続)</p> <p>69 の 12-5 前記 69 の 12-2 の規定に従い任意放棄された物品（以下この節において「任意放棄物品」という。）及び前記 69 の 12-4 の規定に従い没収された物品（以下この節において「没収物品」という。）の処理は次による。</p> <p>(1) 会計課長への引継ぎ 発見部門の長（支署、出張所又は監視署においては、支署長、出張所長又は監視署長）は、任意放棄物品又は没収物品について、「関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号該当物品引継書」（C-5839）に「任意放棄書」又は「没収通知書」の写しを添付して、速やかに会計課長に引き継ぐこととする。</p> <p>(2) ～ (5) (同左)</p> <p>(輸入差止申立ての提出)</p> <p>69 の 13-2 輸入差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 提出書類等 提出を求める書類等は、「輸入差止申立書」（C-5840）（不正競争差止請求権者にあつては、「輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5842）、受理されている輸入差止申立てについて権利、品名又は自己の権利を侵害すると認める理由を追加する場合にあつては「輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」（C-5844）（注）。以下この節において同じ。）並びに後記 69 の 13-3 及び 69 の 13-4 に定める添付資料等とし、提出部数は 1 部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができるものとする。また、「輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合において、受理されている輸入差止申立ての記載又は添付資料と内容が同一のものについては、記載又は添付の省略を認めて差し支えない。</p>

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（注）権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限る。<u>なお、追加する権利の存続期間が受理されている輸入差止申立ての有効期間よりも短い場合には、追加後の輸入差止申立ての有効期間が短くなることに留意すること。</u></p> <p>(4) 電磁的記録 必要と認める場合は、当該輸入差止申立ての内容を記録した電磁的記録の提出を求めることができるものとする。<u>提出の方法は、電子メールによる送信、記録媒体による提出など適宜の方法とする。</u></p> <p>（輸入差止申立書の添付資料） 69 の 13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。 (1) 知的財産の内容を証する書類 イ <u>特許権、実用新案権、意匠権又は商標権</u> 登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）及び公報の<u>写し</u>（登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。） ロ 著作権又は著作隣接権 権利の発生を証すべき資料等（原本であることを要しない。） ハ 育成者権 品種登録簿の謄本 三 保護対象商品等表示等 法第 69 条の 13 第 1 項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。） <u>なお、税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸入差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。</u> （注）（省略） (2)～(5)（省略）</p> <p>（輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い） 69 の 13-7 申立先税関は、以下により輸入差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。 (1)～(2)（省略） (3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理するに際して、申立人に対して下記イからハの事項を通知するものとする。 イ 輸入差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに後記 69 の 13-10 による輸入差止申立ての内容変更を行うこと。</p>	<p>（注）権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利（<u>権利の存続期間が受理されている輸入差止申立ての有効期間と同一のもの又は超えるものに限る。</u>）に限る。</p> <p>(4) 電磁的記録 <u>特に必要と認める場合は、当該輸入差止申立ての内容を記録した電磁的記録の提出を求めることができるものとする。</u></p> <p>（輸入差止申立書の添付資料） 69 の 13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。 (1) 知的財産の内容を証する書類 登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）及び公報（登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。著作権又は著作隣接権については、<u>当該権利の発生を証すべき資料等（原本であることを要しない。）</u>、<u>育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第 69 条の 13 第 1 項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）とする。</u>）（税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸入差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。）</p> <p>（注）（同左） (2)～(5)（同左）</p> <p>（輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い） 69 の 13-7 申立先税関は、以下により輸入差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。 (1)～(2)（同左） (3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理するに際して、申立人に対して下記①から③の事項を通知するものとする。 ① 輸入差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに後記 69 の 13-10 による輸入差止申立ての内容変更を行うこと</p>

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>ロ 輸入差止申立てに係る権利（特許権又は実用新案権にあっては申立てに係る請求項）</u>に関し、争訟が生じた場合又は無効審判（特許法第 123 条、実用新案権法第 37 条、意匠法第 48 条及び商標法第 46 条）、訂正審判（特許法第 126 条）若しくは不使用取消審判（商標法第 50 条）などの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡すること。</p> <p><u>ハ 輸入差止申立ての有効期間内に、知的財産が譲渡された場合又は上記ロの審判等の結果により申立人が知的財産を有しないこととなった場合若しくは権利範囲が変動した場合には、直ちに申立先税関に連絡するとともに、後記 69 の 13-11 の(2)による輸入差止申立ての取下げを行うこと。</u></p> <p>(4)～(5) (省略)</p> <p>(輸入差止申立ての更新)</p> <p>69 の 13-9 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、更新書に追加すべき事項が含まれている場合には、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付するものとする。ただし、当該追加すべき事項が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合は、送付を省略して差し支えない。</p> <p><u>(注)「新たな侵害疎明が必要」とは、当初の輸入差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明が必要とされる場合であつて、例えば、申立対象物品が異なる場合などを指す。以下この節において同じ。</u></p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>(輸入差止申立ての内容変更)</p> <p>69 の 13-10 輸入差止申立て（前記 69 の 13-9 の規定に基づく更新を含む。後記 69 の 13-11 までにおいて同じ。）を受理した後、輸入差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官</p>	<p>② <u>下記 i から iv に該当する事情が生じた場合には、速やかに申立先税関の本関知的財産調査官に連絡するとともに、必要に応じ後記 69 の 13-10 による輸入差止申立ての内容変更を行うこと</u></p> <p><u>i 申立てに係る特許権の請求項について、訂正審判（特許法第 126 条）が請求された場合</u></p> <p><u>ii 申立てに係る特許権の請求項について、特許無効審判（特許法第 123 条）が請求された場合</u></p> <p><u>iii 申立てに係る商標権について指定商品の一部について、不使用取消審判（商標法第 50 条）が請求された場合</u></p> <p><u>iv その他上記 i から iii に準ずる事情が生じた場合</u></p> <p>③ <u>輸入差止申立ての有効期間内に、知的財産の譲渡等により、申立人が知的財産を有しないこととなった場合には、直ちに後記 69 の 13-11 の(2)による輸入差止申立ての取下げを行うこと。</u></p> <p>(4)～(5) (同左)</p> <p>(輸入差止申立ての更新)</p> <p>69 の 13-9 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、更新書に追加すべき事項が含まれている場合には、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付するものとする。ただし、当該追加すべき事項が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合は、送付を省略して差し支えない。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(4)～(6) (同左)</p> <p>(輸入差止申立ての内容変更)</p> <p>69 の 13-10 輸入差止申立て（前記 69 の 13-9 の規定に基づく更新を含む。後記 69 の 13-11 までにおいて同じ。）を受理した後、輸入差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官</p>

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否かを申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記 69 の 13-2 の(3)に規定する「輸入差止申立書」の提出を新たに求めることになるので、留意する。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>(見本検査に係る供託等)</p> <p>69 の 16-3 法第 69 条の 16 第 5 項 ((見本検査に係る供託等)) において準用する法第 69 条の 15 ((申立てに係る供託等)) の規定の適用については次による。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 供託を命ずる額は、次に掲げる額を合算したものとする。この場合においては、輸入者等から事情を聴取するとともに、必要に応じ調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官に協議して決定するものとする。</p> <p>イ <u>申請者に交付する見本の課税価格（見本の交付のため開封したことなどにより、残存分の経済的価値が失われる場合は、最小包装単位を限度として当該数量分を併せたものの課税価格をいう。以下この節において「当該見本」という場合はこれに同じ。）並びに関税及び内国消費税（地方消費税を含む。）に相当する額</u></p> <p>ロ 当該見本が輸入できないことにより輸入者等が被る逸失利益（課税価格の 20%程度を目安に算定する。）</p> <p>ハ 以上のほか、当該見本が輸入できないことにより輸入者等が被るおそれのある損害の額</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否かを申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記 69 の 13-2 の(3)に規定する「輸入差止申立書」の提出を新たに求めることになるので、留意する。</p> <p><u>（注）「新たな侵害疎明が必要となる」場合とは、当初の輸入差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明が必要とされる場合であって、例えば、申立対象物品が異なる場合などを指す。</u></p> <p>(4) (同左)</p> <p>(見本検査に係る供託等)</p> <p>69 の 16-3 法第 69 条の 16 第 5 項 ((見本検査に係る供託等)) において準用する法第 69 条の 15 ((申立てに係る供託等)) の規定の適用については次による。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 供託を命ずる額は、次に掲げる額を合算したものとする。この場合においては、輸入者等から事情を聴取するとともに、必要に応じ調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官に協議して決定するものとする。</p> <p>イ 申請者に交付する見本の課税価格並びに関税及び内国消費税（地方消費税を含む。）に相当する額</p> <p>ロ 当該見本が輸入できないことにより輸入者等が被る逸失利益（課税価格の 20%程度を目安に算定する。）</p> <p>ハ 以上のほか、当該見本が輸入できないことにより輸入者等が被るおそれのある損害の額</p> <p>(4) (同左)</p>